

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(10月分)

■令和6年10月1日～令和6年10月31日

令和6年10月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月25日	【参考送付】悪質商法被害を防止するため特定商取引に関する法律の改正の検討を早急に開始することを求める意見書	日本弁護士連合会 会長 瀧上玲子	1 訪問販売、電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引等の特定商取引を利用した悪質商法による消費者被害が深刻さを極めている現状に対し、国は、消費者庁「デジタル社会における消費取引研究会」や内閣府消費者委員会「消費者法制度のパラダイムシフトに関する専門調査会」における研究・検討とは別に、喫緊の課題である消費者被害防止に向けた特定商取引に関する法律(以下「特商法」という。)の改正の検討作業を早急に開始すべきである。 2 早急に講ずべき実効性ある特商法改正措置として、少なくとも次の事項を盛り込むべきである。 (1)訪問販売・電話勧誘販売について、事前拒否者に対する勧誘を禁止するとともに、登録制を導入すること。特に、悪質リフォーム等の被害が深刻化している訪問販売については、一定の金額を超えるような取引について、直ちに事前拒否者に対する勧誘禁止措置を講ずること。 (2)悪質サイト業者によるインターネット通信販売被害を防止するため、広告画面及び特定申込画面における人を誤認させる表示について具体例を挙げて禁止すること。広告画面における人を誤認させる表示により誤認して申込みをした消費者に対し、その意思表示の取消権を付与すること。事業者に対し、広告画面及び最終確認画面の保存・提供義務を負わせること。 (3)通信販売業者がインターネットを通じて消費者を勧誘し、消費者が申込みを行い又は契約を締結した場合について、行政規制、クーリング・オフ及び取消権等の民事規定を設けるなど、必要な措置を講じること。 (4)流通実態のない商品、役務等を商材とするいわゆるモノなしマルチ等の詐欺的な連鎖販売取引を参入段階で排除するため、登録・確認等の事前審査を経なければ連鎖販売業を営んではならないものとする開業規制を設けること。いわゆる後出しマルチ(後出し型連鎖販売取引)の手法も連鎖販売取引の規制対象に含まれる旨の規定を設けること。

<食品表示関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月29日	「機能性表示食品制度」を廃止し、保健機能食品制度の抜本的見直しを求めます	食の安全・監視市民委員会	1 機能性表示食品制度は「届出制度」と「事業者責任」を柱としているが、食品の安全性確保と表示の適正化には行政による分析・評価・監視を要件とし、その分析・評価・監視の取組結果が広く消費者に公表され、知られることが前提である。政府が消費者目線で制度の廃止を含む抜本的見直しに向け積極的に対応していくことを求める。 2 錠剤・カプセル・濃縮型などのサプリメント形状の食品は、消費者が医薬品と誤認しやすいこと、特定成分の過剰摂取につながりやすいことなどを特徴とし、健康被害発生への可能性が高いことが常に指摘されている。従って、これらサプリメント形状の食品については、安全性確保の観点から、新たな法律を制定し規制するか、または、食品としての使用を禁止するかなど、それらを踏まえた抜本的検討に着手することを求める。 3 消費者の情報源となる広告規制の強化、インターネット広告を含む広告・宣伝を食品表示法の規制対象とすることを求める。 4 新たな制度の検討に際しては、「消費者権利と消費者利益の尊重」「情報の公開」を制度の前提とするよう求める。 5 食品に係わる「消費者被害の救済制度」の導入に向けて、政府が積極的に検討することを求める。その際、医薬品分野での「医薬品副作用被害救済制度」のような仕組みを参考とし、同制度の現在の運用課題等を含め検討することを提案する。

<地方消費者行政:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月29日	【参考送付】消費生活相談体制をはじめとする地方消費者行政の維持・強化を求める意見書	仙台弁護士会 会長 藤田祐子	1 国は、地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を延長すべきである。並行して、消費生活相談員の人件費にも充てることができるような財政支援を早急に行うべきである。 2 全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の刷新及び消費生活相談のデジタル化の構築・運営のための経費は、国が全額ないし相当額について費用負担すべきである。 3 国は、PIO-NET登録事務など国の事務の性質を有する消費者行政費用について、恒常的に財政負担をするべきであり、地方財政法第10条をしかるべく改正すべきである。

<料金・物価関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月11日	東京特別区・武三地区のタクシー運賃値上げが労働条件改善に適切に反映されていない事例に関する意見	全国自動車交通労働組合連合会(全自交労連)	2022年に消費者委員会公共料金等専門調査会で審議され、同年11月に実施された東京特別区・武三地区におけるタクシーの運賃改定に関し、一部事業者において増収分を適切に賃金・労働条件に反映せず、民事訴訟で係争中となっている事案があることから、運賃改定が適切に労働者の待遇改善に反映されることを求め意見する。今般のタクシー運賃改定においては、「タクシー乗務員の労働環境改善」が大きなテーマとなっており、2022年9月16日に発出された『一般乗用旅客自動車運送事業(東京特別区・武三地区)の運賃改定案に関する消費者委員会意見』においても、国土交通省に対し「本改定案による運賃の値上げが、タクシー乗務員の労働環境の改善に適切に反映されているか、国土交通省は監視すべきである」との意見が付された。今後も物価の上昇が見込まれる中で、タクシー運転者が他産業に負けない賃金を獲得していくためには、時を置かずして再度のタクシー運賃改定が必要となることは明らか。しかし運賃改定のたびに、タクシー会社による労働分配率の改悪が行われるようでは、消費者に負担を強いて運賃改定を行う意味がない。タクシーが公共交通機関であり、タクシー運賃が公共料金としての性質を持つ以上、経営側の暴走を抑制するなんらかの強制力が必要ではないだろうか。今年中には消費者委員会において国交省へのヒアリングも含めた検証を行われることと承知しており、検証に当たり、消費者委員会の皆さまにおかれては、適正にタクシー運転者の労働環境の改善が為されるよう議論を深めていただくことを切に願う。

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月3日	【参考送付】新型コロナウイルスワクチンの定期接種の中止を求める意見書	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	第1.意見の要旨 新型コロナウイルスワクチンの定期接種の中止を求める。 第2.意見の理由 1.新型コロナウイルスワクチンの定期接種の概要 新型コロナウイルスワクチンは、令和6年度から予防接種法上のB類疾病に位置付けられ、季節性インフルエンザ予防接種と同様の扱いである。この定期接種については、予防接種法に基づく接種勧奨はなく、費用は一部自己負担である。 2.安全性における問題点 (1)予防接種救済制度における死亡認定数が示すリスク (2)治療法と治療体制の未確立 (3)市販後安全対策が機能していない 3.定期接種ワクチンとすることの問題性 現在までに、本ワクチンについては、死亡や後遺症などの深刻な副反応が多数発生する危険が明らかになった一方で、副反応症状や後遺症に対する治療法も確立しておらず、そもそもワクチンとして備えるべき安全性を欠いていると言わざるを得ない。加えて、治療体制は整備されておらず、市販後安全対策も機能していない。そのようなワクチンを、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが終了した現状において、定期接種と位置付けて、公費による一部費用負担を行い、高齢者に広く接種することは、本ワクチンの有効性を検討するまでもなく認められない。 4.レプリコンワクチンについて 全く新しい作用機序で使用実績がないワクチンを、変異株に対応するワクチンとして承認することは、薬機法が予定するところではなく、承認手続き自体に問題がある。 5.結論 以上のとおりであるから、新型コロナウイルスワクチンの定期接種の中止を求める。

なお、10月分について、個人からの意見等はございませんでした。

寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。